

第1回 三珠町・市川大門町・六郷町合併協議会

平成16年7月13日

午前9時30分開議

三珠町総合福祉センター3階 大会議室

第 1 開会

第 2 会長あいさつ

第 3 来賓あいさつ

第 4 委嘱状交付

第 5 議事

(1) 報告事項

報告第 9号 合併協議会規約について

(2) 協議事項

協議第12号 合併協議会役員の選任について

協議第13号 合併協議会会議運営規程(案)について

協議第14号 合併協議会小委員会規程(案)について

協議第15号 合併協議会委員等の費用弁償等に関する規程(案)について

協議第16号 平成16年度合併協議会事業計画(案)について

協議第17号 平成16年度合併協議会予算(案)について

(3) 報告事項

報告第10号 合併協議会幹事会規程について

報告第11号 合併協議会専門部会規程について

報告第12号 合併協議会事務局規程について

報告第13号 合併協議会財務規程について

報告第14号 合併協議会会議傍聴規程について

報告第15号 合併協議会分科会設置要領について

(4) 第2回合併協議会日程について

第 6 その他

第 7 閉会

開会 午前 9時30分

三珠町現地視察

みはらしの丘 みたまの湯 のっぴいの館

大塚工業団地

籠鼻川浦線

身延線跨線橋

歌舞伎文化公園

再開 午前10時36分

○司会（原川事務局長）

現地視察、大変お疲れさまでした。だいが気温が上がってきておりますので、上着をとられる方は、とっていただきたいと思います。

本日は、ご多用の中、またお暑い中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ご案内のとおり、当協議会につきましては各町議会の議決をいただき、7月1日をもちまして、法定協議会が設置されたところであります。

昨日、3町の町長と議長が山本知事に支援要請を行い、「合併重点支援地域」の指定を受けましたので、会議に先立ちまして、岩沢峡南地域振興局長から3町長に指定書の交付をお願いいたします。

（指定書交付 三珠町・市川大門町・六郷町）

ありがとうございました。

それでは、ただ今から第1回三珠町・市川大門町・六郷町合併協議会を始めさせていただきます。

それでは開会の言葉を、久保市川大門町長から申し上げます。

○久保市川大門町長

皆さん、こんにちは。

先ほどは現地視察、ご苦労さまでございました。

昨日でございますが、ご当地、三珠町のみはらしの丘 みたまの湯「のっぴいの館」の竣工式に、六郷の遠藤町長様とともに、お招きをいただきまして、出席をさせていただいたところであります。また、午後は先ほど局長からお話しがございましたように、3町の町長、それから議長、局長、次長で山本知事に合併の支援要請をいたしましたところでございます。

また、市川高校の存続を3町として、改めて知事に要請をしたところでございます。先ほど、合併重点支援地域として指定をいただいたのも、昨日の経緯の中でございます。今日、3町にとって、まさに歴史的な日であるというふうに思います。4月7日に任意協を立ち上げ、それから先ほどご案内のように、7月1日に法定合併協議会を設置したところであります。

来年の秋を新町誕生の目安として、あるいは目標として、これからまさに正念場を迎えるというか、たくさんの協定項目、調整項目、実に500から600と言われる調整項目等の詰めが、まだあるわけでございます。まさに正念場のこの1年になるかと思います。

3町の英知を本当に結集して、志の高い、そして住民の皆様にとって暮らしやすい、そして後世に評価をいただけるような、新町に向けて実質的な協議に入らせていただくこととなります。

それでは、これより第1回合併協議会を開会させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○司会（原川事務局長）

ここで、正副会長の選任につきまして、ご報告させていただきます。

会長、副会長の選任につきましては、協議会規約第6条の規定によりまして、3町の町長の協議によることとなっております。

過日の調整会議において、協議が整っておりますので、その結果をご報告いたします。

会長に水上末雄三珠町長、副会長に久保眞一市川大門町長、同じく副会長に遠藤幸利六郷町長が選任されております。

なお、規約第8条によります会長の職務代理につきましては、久保市川大門町長が選任されたので、併せてご報告いたします。

それでは、会長であります三珠町の水上町長より、ごあいさつを申し上げます。

○水上三珠町長

皆さん、こんにちは。

大変、お忙しい中、またお暑い中、全員のご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

会議に先立ちまして、三珠町の大まかなところを視察していただきました。いずれも新しい町への合併の中で利用したり、改善していただきたいというような、重要なおところだと思います。

ちょうど三珠町も合併して50年になります。最初に見ていただいた、みたまの湯、それから工業団地、これは大塚地区になります。それから籠鼻川浦線、これを国道140号につなげて、そして市川の役場へつなげる最短道路、1番有力な道路でございますが、3年程前から手を付けて、いよいよ今年、着工できると思いますが、その道路と、それから役場の入口であります、玄関口になります身延線の跨線橋、上へあがって狭くて曲がっているということで、非常に苦労しているわけですが、相手がJRだけに、なかなか、交渉がうまくいかないということで、これも新町に持ち越す道路かなということで、一応、通りながらご説明したということでございます。

それから、そこが上野地区。それから芦川沿いに下九一色地区という3村が、50年前に合併して三珠町になったわけですが、1番過疎の割りを受けているのが、芦川沿いの下九一色です。江戸時代の文献によりますと、この3村の中では、下九一色が1番人口が多かった時代があります。それから飼っている馬も1番多かった時代があります。こんなことを考えると、本当に歴史の変遷というか、そんなものを感じるわけですが、今は三珠町のこの役場付近、学校付近が中央ということになっております。

そうということで、恐らくこの県道甲府市川大門線は、皆さんほとんど全員通っていると思いますが、三珠町の奥地のほうは、今日は芦川沿いだけは行きませんでした、初めて行った方もあるかと思いますが、大変いい土に恵まれまして、農業が盛んなところでございます。

また、人情も非常に細やかな地域だと、私は思っておりますが、今後の合併の中で、ぜひそういう地域も、ほかの町と同じような形で、一緒に発展させていきたいと、こんなふうに考えております。

さて、タウンウォッチングのほうは以上で終わりました、正式に会議を始めるわけでございますが、話がありましたように、昨日3町長とそれから3町の議長さんたちと、知事に合併重点支援地域の援助を要請してきました。そのお返事を早速、今いただきました、この知事さんからの支援を承知しましたと、こういってございまして、これによりまして、いろいろな支援が、国から県からいただけるわけでございます。

今日は、いよいよ第1回の本当の意味の法定協議会のスタートでございます。今まで各分科会

で職員たちが鋭意、積み重ねてきました、いろいろな接点の報告があると思いますが、これからまた問題点もいろいろ洗い出されてきていると思います。皆さん方の率直なご意見を賜りまして、そして信頼に基づいて、忍耐をしながら、この合併を成し遂げて、目標の時期までには合併したいということでございます。

どうか、実りある協議会のスタートになりますよう、ご祈念申し上げまして、会長としてのあいさついたします。

なお、任意協のときは気軽に受けましたが、今度は本当の意味の合併協議会の会長ということで、遠慮したわけですが、本当に3人で力を合わせて、そして若い久保さんが、実際には職務代理とということをしていただいております。3人でともども相談しながら、執行していくつもりでございますので、よろしくご協力のほど、お願い申し上げます。

それでは、よろしくお願いします。

○司会（原川事務局長）

続きまして、公務ご多忙の中、ご臨席をいただいております、来賓の方々を代表いたしまして、岩沢峡南地域振興局長からごあいさつをいただきたいと思います。

○岩沢峡南地域振興局長

ただ今、ご紹介をいただきました、峡南地域振興局の岩沢でございます。どうか、よろしくお願いします。

本日は三珠町・市川大門町・六郷町の法定合併協議会ということで、7月1日に正式には設置されておりますけれども、本日はその初会合ということでございます。このような運びとなりましたことにつきまして、心からの喜びとお祝いを申し上げる次第でございます。

併せて3町の町長さん、町議会の皆様、それから町民の皆様方、関係者の方々のこれまでのご努力に、厚く敬意を表させていただくところでございます。

4月7日に任意の合併協議会が設立されまして、今日までに合併の方式を新設対等ということで、合併といたしまして、協定項目をはじめ合併期日は、平成17年秋と決定するなど、熱心に協議が進められてきたということを、承知しておるわけでございますが、県といたしましても、現在、3町の総務課長さん、企画課長さんにもご参画をいただきまして、新町の将来構想の策定を進めております。8月中には、お示しできる予定となっております。

また、先ほどは知事からの合併重点支援地域指定書を交付させていただきましたが、今後とも振興局をはじめ、県庁全庁あげて支援体制によりまして、積極的に支援をさせていただく所存でございます。

先ほど来も久保町長さんのほうから、3町の皆さんの英知を集めて、志の高いまちづくりを目指したいと、このようなお話しがございましたけれども、古来、この地域は市川の郷、あるいは市川の庄と言われた、もっと広いエリアも含めた中の中心であったと、承っておりますけれども、歌舞伎だとか和紙や花火、あるいは印章とこういった、県内でも独自のこの文化のレベルの高い、文化の色濃さといったものを非常にこの3町は持ち合わせた地域ではないかなと、そうしたものが共有財産になっているのかなと思っております。

必然的にこうしたものに日常的に接しられている地域住民の方々も、きめ細やかさとか、あるいは心のやさしさとか、そういったものが備わってきているのではないかなと、共通に持ち合わせているのではないかなと、このように思っているところでございます。

これからの限られた時間の中で、この合併協議会が互譲の精神のもとに、地域の将来についての活発な議論が行われまして、その特性を存分に生かした、新町建設計画が出来上がっていくこと

を、また新町の誕生と素晴らしいまちづくりが展開されますことを、大いに期待をいたしているところでございます。

終わりに、本日ご出席の委員の皆様方と、3町の一層のご発展を祈念させていただきまして、ごあいさつとさせていただきます。

○司会（原川事務局長）

ありがとうございました。

ここで、ご来賓の方々のご紹介をさせていただきます。

峡南地域振興局企画振興部課長 平賀孝雄様、山梨県総務部市町村課からもご臨席をいただくこととなっておりますが、公務のため若干遅れておりますので、ご臨席をいただいたところで、ご紹介をさせていただきますと思います。

次に、次第4の委嘱状の交付であります。すでに委員の皆様の上に配布させていただいております。本来であります、会長から交付すべきではございますが、委員の皆様全員が任意協議会からの引き続きのご就任であることと、時間の関係もありまして、この配布をもって交付に代えさせていただきますと思います。

ご了解をお願いいたします。

なお、委員の名簿につきましては、資料の30ページ、31ページに添付してありますので、ご参考としてください。

それでは早速、会議に入りたいと思います。

なお、本日の協議会には委員全員の出席をいただいておりますので、規約第10条に基づきまして、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、会議の議長につきましては、規約第10条第2項の規定によりまして、会長が務めることとなっておりますので、水上会長をお願いしたいと思います。

それでは、水上会長よろしくをお願いいたします。

○議長（水上三珠町長）

しばらく議長を務めさせていただきますが、スムーズに議事が進行できますよう、ご協力をお願い申し上げます。あいさついたします。

それでは、報告事項の、報告第9号についてをご提案申し上げますが、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○事務局（菊島次長）

事務局の菊島でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料1ページをお開きいただきたいと思います。

報告第9号 三珠町・市川大門町・六郷町合併協議会規約について、説明をさせていただきます。

この規約につきましては、委員の皆様方には、すでに6月3日の第2回任意合併協議会におきまして、資料配布をしたところでございます。さらには6月25日に市川大門町、28日には三珠町、六郷町のそれぞれの議会におきまして、議決をいただいているところでございます。

したがって、これまでの任意合併協議会規約との変更部分について、略式ではございますが、ご説明をさせていただきます。

第1条でございますが、合併協議会の設置ということで、設置の根拠をうたっております。これにつきましては、地方自治法第252条の2第1項および市町村の合併に関する法律第3条第1項の規定に基づいて、協議会を置くということとなっております。

第2条につきましては、協議会の名称でございます。名称につきましては、これまでの任意合併協議会という「任意」を取りまして、三珠町・市川大門町・六郷町合併協議会と称することといたしております。

第3条でございますが、協議会の事務といたしまして、第1号で3町の合併に関する協議、それから第2号で市町村建設計画の作成、第3号では3町の合併に関し必要な事項として、ここでは具体的に掲げております。

それから飛びまして、第8条でございますが、会長の職務代理につきまして、規定しております。先ほど、司会のほうからご報告をさせていただきましたけれども、今回、職務代理の規定を第8条に設けております。

それから2ページをお願いいたします。

下のほうになりますが第16条、監査の部分でございますが、協議会の出納の監査は、会長が3町の監査委員のうちから、協議会の同意を得て2名に委嘱して行うことといたしております。これまでは、任意合併協議会の場合には、委員さんの中から監事さんを選任いただきまして、監査をすることといたしておりましたけれども、今回、それぞれの町に設置しております、監査委員の中から監査をお願いをするというような形で、第16条に規定しております。

3ページになりますが、附則となります。

附則で施行日を規定しておりますけれども、法定協議会設置日の平成16年7月1日から施行することといたしております。

規約についてのご説明は以上でございます。

○議長（水上三珠町長）

ただ今、報告されました第9号につきまして質問はありますか。

（ な し ）

ないようですから、報告どおりご承認いただきたいと思います。

ありがとうございました。

それでは、次に（2）の協議事項に入ります。

協議第12号 合併協議会役員の選任についてを、お諮りいたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（菊島次長）

資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

協議第12号でございますが、4ページの上の段の表は、先ほどご報告をさせていただきましたように、会長それから副会長の表となっております。今回、ご協議いただきますのは、下段の監査委員名簿についてでございます。規約第16条によりまして、会長の指名した方が、そちらに示されております。このお二方は関係町、それぞれの3町に設置されております、監査委員のうち会町長以外、つまり副会長の町の識見の委員さんでございます。

法定協議会の出納につきまして、より公平な立場で監査をいただけるものとして、会長が指名をしたお二方でございます。

以上、ご提案申し上げます。

○議長（水上三珠町長）

ただ今、事務局から説明がありました監査委員につきましては、青柳さんと笠井さんをお願いすることで、異議ございませんですか。

（異議なしの声）

ありがとうございました。

そのように決定させていただきます。

○司会（原川事務局長）

それでは、先ほどご来賓の紹介をさせていただきましたが、ここで市町村課からお見えになっておりますので、改めてご紹介させていただきたいと思います。

山梨県総務部市町村課課長補佐 佐野芳彦様、同じく主任 中嶋正樹様。それではここで、監査委員に選任されましたお二方に、会長から委嘱状を交付していただきますが、本日、六郷町の笠井監査委員さんにおかれましては、欠席との報告をいただいております。

それでは、市川大門町の代表監査委員、青柳好徳様、前へお進みください。

（委嘱状の交付）

以上をもちまして、委嘱状の交付を終わります。

水上会長には、引き続き議長をお願いいたします。

○議長（水上三珠町長）

それでは、協議第13号 協議会会議運営規程（案） 同じく第14号 協議会小委員会規程（案） 同じく第15号 協議会委員等の費用弁償等に関する規程（案）について、一括議題いたします。

○事務局（菊島次長）

協議会会議運営規程について、説明させていただきます。

資料の5ページをお開きいただきたいと思います。

ここからの協議、それから報告関係につきましては、任意協議会との規程類の変更部分についてのみ、説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

5ページになりますが、協議第13号 三珠町・市川大門町・六郷町合併協議会会議運営規程（案）でございます。

第1条でありますけれども、趣旨といたしまして、協議会規約第10条3項の規定に基づきまして、必要な事項を定めるものとしております。

それから飛びまして第8条でございますが、会議録等の公開でございます。会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。これまでも会議録の公開は規定いたしておりましたけれども、会議に提出された文書の原則公開、それからただし書きといたしまして、必要がある場合には、非公開とすることができる、この旨を規定いたしております。

6ページになりますが、附則でございます。

この規程の施行日は、本日、16年7月13日から施行することとしております。

次に、7ページになりますが、協議第14号でございます。

三珠町・市川大門町・六郷町合併協議会小委員会規程（案）でございますが、これにつきましては第1条、趣旨といたしまして、協議会規約第11条第2項の規定に基づきまして設置、運営関係につきまして、必要な事項を定めるものとしております。

第2条の設置につきましては、組織でございますが、第1号が総務企画小委員会、第2号が民生教育小委員会、第3号が建設産業小委員会といたしまして、任意協議会において設置いたしました小委員会名を、具体的に列記いたしております。

第2項では、必要に応じて会長が小委員会を置くことができるということで、今後、必要な場合には、例えば新町の名称とか、そういった決定事項に対する小委員会を必要に応じて設置をすることができる規定を設けております。

第7条でございますが、会議の運営でございます。

第7条の第4項ですが、小委員会も原則公開とするということでございます。委員の半数以上の賛同があるときには、公開しないことができると、できる規定を設けております。

第5項では、会議の議事は全会一致をもって進めることを原則といたしております。意見が分かれた場合には、出席委員の3分の2以上の賛成をもって議事を進める、これは協議会の会議の運営と同じ規定になっております。

それから第6項では、会議の運営に際しては、公平・公正な協議の推進に努めるものとしております。

8ページをお願いいたします。

8ページは、第9条が傍聴の規定、それから第10条が報告について規定をいたしております。

附則では、施行日が本日、平成16年7月13日から施行することといたしております。

それから9ページになりますが、協議第15号 三珠町・市川大門町・六郷町合併協議会委員等の費用弁償に関する規程（案）でございます。

第1条では、協議会規約第18条第2項に基づきまして、必要な事項を定めるものとしております。この中で、第1条の3行目になりますが、協議会の会長、副会長、委員及び監査委員とありますが、これまでは委員の中の監事さんでしたから、この規程はなかったのですが、今回、監査委員さんを委嘱いたしましたので、委員の後ろに及び監査委員という、職を設けてございます。

それから附則で、施行日を本日、平成16年7月13日から施行することといたしております。

以上、3点ご協議をよろしくお願いいたします。

○議長（水上三珠町長）

協議の第13号、第14号、第15号を一括して質問を受けたいと思いますが、どなたか質問ございますか。

（ な し ）

ないようですから、それでは第13号、第14号、第15号は原案どおりご承認いただきました。

ありがとうございました。

それでは引き続いて、協議第16号 平成16年度合併協議会事業計画（案）についてを、ご提案申し上げます。

○事務局（菊島次長）

それでは、資料の10ページをお願いいたします。

協議第16号でございますが、平成16年度事業計画（案）について、説明をさせていただきます。

具体的には、先ほどもご説明させていただきましたが、任意合併協議会の16年度事業計画と、大きな変更はございませんので、変更部分について、ご説明させていただきます。

本文の中段から下になりますが、本協議会において、新町将来構想の策定をはじめ、合併に関する全般的な事項についての協議を行い、現行の市町村合併特例法が適用される、平成17年秋までの合併を目指します。この部分が、第2回の任意合併協議会で確認されておりますので、平成17年秋までの合併を目指すという形で、具体的に時期を示させていただきました。

それから、その下2行でございますが、本年度、次の事業を実施するとともに、協議経過などの情報提供を積極的に行い、3町の合併気運の醸成に努めていきますという形でうたっております。

す。

項目になりますが、1として協議会の開催、2 小委員会・専門部会の開催、3 新町将来構想策定調査の実施、4 住民説明会の開催、ここの4の部分について、これまでの任意協議会では示されておりませんでしたけれども、今回、将来構想等が策定された場合には、住民説明会も近いうちに実施したいということで、ここの4に掲げさせていただきました。

それから5といたしまして、合併協議会だよりの発行及びホームページの開設、このホームページの開設につきましても、協議会設置日の7月1日から開設をいたしておりますので、すでにご覧になった皆さんもいらっしゃるかと思いますが、また暇を見て、ホームページのほうものぞいていただければと思います。

6といたしまして、その他必要な事項としております。

以上でございます。

○議長（水上三珠町長）

それでは、平成16年度の事業計画について、ただ今事務局から案が説明されましたが、これについて質問ございますか。

（ な し ）

それでは、質疑がありませんので、原案どおり承認していただきました。

引き続きまして、協議第17号 平成16年度合併協議会予算（案）についてを、ご提案申し上げます。

○事務局（立川局員）

事務局の立川でございます。

よろしくお願いいたします。

協議第17号 平成16年度三珠町・市川大門町・六郷町合併協議会の予算（案）でございます。

ご説明をさせていただきます。

11ページでございます。

歳入歳出の予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ3,539万3千円と定めるものでございます。詳細につきましては、事項別明細書でご説明したいと思います。

恐れ入りますが、12ページのほうをお開きいただきたいと思います。

12ページ中段から、歳入のほうに記載してございます。

まず1款、分担金及び負担金でございます。こちらにつきましては、3町からそれぞれ500万円ずつ、ご負担をいただきたいと考えておるものでございます。こちらにつきましては、国の市町村合併推進体制整備費補助金でございまして、合併準備補助金というものでございますが、1町につき1回限り500万円をいただけるものというものでございます。国から町に入りまして、町から当協議会のほうへ負担金ということで、支出いただきたいと思っておるものでございます。

続きまして、2款の県支出金でございます。こちらにつきましては、県の市町村合併推進事業費補助金が300万円、それから合併まちづくり総合事業費補助金で500万円でございます。

合わせまして800万円ということでございますが、市町村合併推進事業費の補助金の300万円でございますが、任意協議会のときにも、予算計上させていただいたわけでございますが、未収入となっておりますので、今回、改めて合併協議会のほうで計上させていただいたところでございます。

続きまして、3 款の諸収入でございます。こちらにつきましては、任意合併協議会の決算剰余金ということでございますが、7 月 1 日から法定協議会ということでございますので、6 月 30 日付で任意協議会の決算といたしますが、会計を締めてございます。今後、決算監査をしていくわけでございますが、1,239 万 2 千円を見込んでおるところでございます。それから預金利子が 1 千円でございます、合計いたしまして 1,239 万 3 千円の諸収入の見込みでございます。

歳入につきましては、合計いたしまして 3,539 万 3 千円でございます。

続きまして歳出でございます。

1 款の総務費、1 項総務管理費でございますが、388 万 2 千円でございます。こちらにつきましては、事務局費と事務所費で構成してございますが、事務局費につきましては、335 万円の計上でございます。内訳につきましては、職員手当、それから旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費となっておりますが、1 番上の職員手当、それから 14 節の使用料及び賃借料につきまして、こちらは公用車の借り上げ、それからコピーの使用料等でございますが、7 月から 3 月までの 9 カ月間の計上という形でさせていただいております。

2 目の事務所費でございますが 53 万 2 千円ということで、こちらにつきまして需用費と役務費の構成で新聞代、光熱水費、事務所電話代ということでございますが、こちらにつきましても、残り 9 カ月の計上ということでお願いをしたいと思います。

合計いたしまして、1 款の総務費につきましては、388 万 2 千円でございます。

続きまして 2 款の事業費でございますが、1 項の事業費です。3,127 万 3 千円でございます。1 目の事業推進費でございますが、報酬、共済費、賃金、報酬、需用費、役務費、委託料という構成でございますが、報酬につきましては、監査委員それから学識経験者の委員さんの報酬でございます。それから共済費、賃金につきましては、臨時職員にかかるものでございまして、7 月から残り 9 カ月分の計上ということでございます。

続きまして、需用費でございますが、こちらにつきましては現在、発行をいたしております、広報誌の「はばたき」の印刷代、それから新町将来構想の概要版の印刷代等を含めております。

続いて役務費でございますが、新町名称の募集時の郵送、それから先ほどホームページの開設の話がございましたが、これから新しい情報をまた更新していかなければなりませんので、こちらの更新手数料というようなことで、計上させていただいております。

それから、委託料につきましては、会議録の作成、それから例規整備業務の委託、電算統合調査等というようなことで、計上させていただいてございまして、合計いたしまして 3,127 万 3 千円でございます。

続きまして、3 款でございますが、予備費ということで 23 万 8 千円の計上をさせていただきました。

歳出合計 3,539 万 3 千円ということで、歳入歳出差し引きはございません。こういった計上でございます。

よろしくご審議をいただきたいと思います。

○議長（水上三珠町長）

平成 16 年度合併協議会の予算の案につきまして説明がありましたが、質問を受ける前に、12 ページの 1 総括の歳出のところの合計が歳入になっています。それは歳出の間違いだと思いますが……。歳出に直していただきたいと思います。

それでは質問を受けたいと思いますが、どなたか質問ありますか。

(な し)

それでは、質問もないようでございますし、意見もないようでございますので、拍手をもってご賛同いただきたいと思います。

(拍 手)

ありがとうございました。

続きまして、3の報告事項へ移りたいと思います。

報告事項の、報告第10号から15号まで一括してご報告申し上げます。

事務局から説明してください。

○事務局(菊島次長)

それでは、報告の6件につきまして、一括ご報告をさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、任意協議会との変更部分、ここの報告事項については、非常に変更箇所が少ないので、一括で報告をさせていただきます。

14ページをお願いします。

報告第10号 三珠町・市川大門町・六郷町合併協議会幹事会規程でございますが、第1条の趣旨でございますが、これは規約の条項が協議会規約第12条第2項の規定に基づいて、という形で条項の数字が変わっている以外は変更がございません。

15ページになりますが、附則の施行日でございますが、これは法定協議会設置日の平成16年7月1日から施行という形で規定をいたしております。

次に16ページになりますが、報告第11号になります。三珠町・市川大門町・六郷町合併協議会専門部会規程でございます。第1条の趣旨でございますが、ここにつきましても、合併協議会規約の条項の数字が変わっておりますので、ここは第13条第2項の規定に基づいて、専門部会規程を定めるという形になっております。

16ページの一番下になりますが、附則でございます。施行日が平成16年7月1日から施行することといたしております。

それから17ページですが、別表になります。別表の中で、専門部会の中で民生部会の欄になりますけれども、その中で市川大門町の部分が、これまで分科会、あるいは専門部会を運営する中で、追加をしてございます。市川大門町は町民課長、それから厚生福祉課長、総括保育所所長さんの3人を今まで規定いたしておりましたけれども、税務課長さん、病院事務長さん、それから老健次長さんの、3人を加えさせていただいております。この関係につきましては、税務課長さんにつきましては、国保税の関係もあり、それから病院老健の関係につきましては、民生部会の重要な部分という形で、加えさせていただいたものでございます。

次に18ページをお願いいたします。

報告第12号でございますが、三珠町・市川大門町・六郷町合併協議会事務局規程でございます。

これにつきましても、協議会規約の条項の変更によるもので、協議会規約第14条第3項の規定に基づいて、事務局規定を定めるということにしております。

19ページになりますが、附則の部分で平成16年7月1日からの施行といたしております。

20ページになりますが、20ページの別表は名称等が変更になりましたので、所要の変更をいたしております。

21ページになります。

報告第13号でございますが、三珠町・市川大門町・六郷町合併協議会の財務規程でございます。第1条につきまして、やはり協議会規約の条項の変更でございまして、合併協議会規約第17条

の規定に基づきまして、財務規程を定めるという形でございます。一番下の8条になりますが、決算等でございます。ここには、監査委員の監査に付すという形で、これまでは監事の監査に付した後でありましたけれども、今回、監査委員さんという形で規程を変えております。

それから22ページになりますが、22ページの中段に附則がございます。附則の施行日でございますが、平成16年7月1日から施行することといたしております。

それから別表第1の中で、款項目となっておりますが、これらの名称の精査を行った結果、別表第1、歳入予算の款の部分で1款の分担金及び負担金となっております。これまでは、ここが負担金となっておりますが、分担金及び負担金と変更させていただいております。

それから別表第2の4条関係でございますが、歳出の関係で2款の事業費の中の1項でございます。任意協議会のときには、ここを事業推進費といたしておりましたけれども、今回、精査したところ、事業費と変更させていただきました。

それから23ページになりますが、報告第14号でございます。三珠町・市川大門町・六郷町合併協議会会議傍聴規程でございます。ここにつきましては、第1条から第10条までは変更がございませんが、附則のところで施行日が平成16年7月13日、本日から施行という形になります。これにつきましては、先ほど協議第13号の中で、会議運営規程をご承認いただいたところでございますので、この会議運営規程に基づいた傍聴規程ということでございますので、会議運営規程と同じ施行日ということで、本日から施行日といたしております。

それから最後になりますが、27ページをお願いいたします。

27ページの報告第15号 三珠町・市川大門町・六郷町合併協議会専門部会分科会設置要領でございます。この分科会につきましては、専門部会の中で分科会の位置付けを定めておりますけれども、設置要領という形で事務レベルの内規という形ではございますが、法定協議会の開会にあたりまして、改めて報告事項とさせていただいたものでございます。

第1条が趣旨でございます。専門部会規程第7条の規定に基づきまして、専門部会の中に分科会を規定するという形でございます。第2条では所掌事項、それから第3条では組織という形で、組織的には任意協議会と同じ21の分科会を規定いたしております。第4条では、役員といたしまして、正副分科会長に書記1名をつけて3人の役員を規定いたしております。それから第5条以下は、専門部会規程に準じているところでございます。

28ページになりますが、附則といたしまして、施行日を平成16年7月1日から施行することといたしております。

報告事項は以上でございます。

よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長（水上三珠町長）

説明が終わりましたが、この件についてご質問、ご意見ございますか。

はい、どうぞ。

○市川大門町委員（立川貴委員）

市川大門町の立川ですが、任意協議会のときに、私、意見を言えばよかったのですが、傍聴規程について、私の感じていることを2点、ご意見を申し上げさせていただきます。

先ほど、事務局のほうからご説明がありました第4条ですね、次の各号の1つに該当するものは、傍聴席に入ることができないとの規程が明記されております。これを見ますと、一般傍聴人と報道関係者の区別がなく、一元化した規制になっているわけです。中でも、今日も報道関係者の皆さんがいっぱいいますけれども、報道関係者の腕章着用とか、録音機、写真機、映写機な

どの携帯は、取材活動で必要な場合もありますので、規制の枠にはめないで、一般傍聴人と区別した規程が肝要ではないかと思います。

例えば、私の案としては、ただし書きの項目を設け、報道関係者の腕章着用、録音機、写真機、映写機の携帯は、取材のためこの限りではない。一般傍聴人は会長の許可を得たものは除くと、記載したらどうかと思います。

第2点でございますが、第4条4項の、ただし撮影または録音することにつき、会長の許可を得たものを除くとありますが、第6条の条文では、傍聴人は傍聴席において写真、映画等を撮影し、または録音等をしてはならない、ここにただしがありますね、ただし特に会長の許可を得た場合は、この限りではないと規定されておりますので、第4条第4項のただし書きは、第6条の条文に該当しているのではないかと思います。

特に第4条は、ご承知のように、傍聴席に入るときの着用とか、携帯類のいわゆる窓口規制などで、第4条4項の条文は検討したらどうかと思いますが、私の個人的な考えでございますので、

以上でございます。

○議長（水上三珠町長）

立川さんから、今、傍聴規程についての質問とご意見がありましたが、事務局、何かお考えがあったら発言してください。

どうぞ。

○事務局（菊島次長）

ご説明をさせていただきます。

先ほどの立川さんの最初のご提案でございますが、第3条の中で一般傍聴人と、それから報道関係の傍聴、いわゆる傍聴される報道関係者、それから一般傍聴席、傍聴人の方という形で区分けをしてございます。

それから、第4条の1項4号の中のただし書き、これについては、傍聴席に入ることができないものという形で、規定をいたしておりますが、第6条のほうでは、具体的に写真、それから映画等の撮影、および録音等の禁止という形で、具体的に明記しているということでございます。

内容的には、先進事例をもとに、任意の合併協議会のときから、こんな形で運営させていただいておりまして、これまでも大きな問題はなく、正副会長さん方と協議する中で、決定させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（水上三珠町長）

傍聴規程について答弁がありましたが、ほかに何かありますか。

○市川大門町委員（立川貴委員）

先ほどの事務局の説明では、受付の時点の仕分けだと思えますよね。第4条は、いわゆるこの条文を見れば分かるように、いわゆる報道関係者も一般の人たちも、同じように規制されているわけです。

特に、規定というものは規則でございますので、この点をはっきり明記しておかないとならない。そんなことを言っても、これはこういうふうになっているけれども、そのようにという意見もあると思いますが・・・。

そして、今言ったように、ここにあります4条の、ただし撮影または録音することにつき、会長の許可を得たものを除くとなっておりますし、そして6条は、そこにうたってあるわけです。写真、映画等の撮影および録音等の禁止で、特に会長の許可を得た場合は、この限りではないと。

そして4条というものは、いわゆる受付のときの、いわゆる入るかは入らないかの窓口規制ですよ。規制とこの6条とは、全然違いますので、そういったところもやっぱり規則でありますと、はっきりと仕分けして、やるべきが妥当ではないかと、私は個人的に思っているわけでございますけれども、以上です。

○議長（水上三珠町長）

どうですか。立川さんの意見に対して、このままでいいのではないかというような人がありましたら・・・。

一般傍聴と報道関係の区別を、若干すべきだというようなご意見だと思いますが、これは会長がそこでチェックする時間があるようですから、会長の許可ということで、クリアしたいと思いますが、どうですか。いいでしょうか。

ご意見として承っておきまして、もし問題がありましたら、そのことは十分、考えながら対応していきたいと思いますから、ご了承いただきたいと思います。

そのほか、質問ございませんか。

（ な し ）

ありがとうございます。

質問・意見もほかはないようでございますから、ここで質疑を打ち切らせていただきます。

ありがとうございました。

次に、次第4の第2回合併協議会の日程についてを、議題としたいと思います。事務局から説明をお願いします。

○事務局（菊島次長）

それでは、第2回合併協議会の日程についてを、説明させていただきます。特に資料等ございませんので、お聞きいただきたいと思います。

今回、第1回目でございますが、第2回目は8月12日、木曜日の午後を予定したいと思います。場所は順番から、市川大門町を予定したいと思います。

それから内容につきましては、今現在、将来構想の作成を県と調査研究会で進めております、将来構想の内容が、ある程度、まとまりのめどがついていきますので、第2回目の協議会では、委員の皆様方にご提案をして、ご意見をちょうだいできればと思っております。

それから、合併の協定項目の中でも、基本項目があと2つほど残っていますけれども、例えば新町の名称の決め方ですとか、そんなふうなものを提案できればというような形で考えておりますので、8月12日、木曜日の午後をご提案させていただきます。

8月12日の午後ということなのですが、これにつきましては、緊急事態等、もちろん変更が全くないわけではございませんので、予定という形でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（水上三珠町長）

それでは、説明が終わりました。

今回は、市川大門町で8月12日を予定しておりますが、大変、町長たちが忙しい状況になっておりますので、若干、日・時間等について、もしかしたら変更があるかもしれないというような、いくぶんの含みを持たせていただいた上で、決定させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

よろしくお願いいたします。

ほかに、これについて質問ございますか。

（ な し ）

質問がないようですから、以上をもちまして質疑を打ち切らせていただきます。

せっかくの機会ですから、何かありますか。

(な し)

それでは、以上をもちまして議事を終了させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

○司会（原川事務局長）

次に次第6、その他でございますが、ご意見などございましたらお願いします。

(な し)

それでは、ないようでございますので、事務局からご報告をさせていただきます。

○事務局（菊島次長）

事務局から1つだけ、事前の了解をいただきたいと思います。

合併協議会だより「はばたき」の第2号ですが、7月15日付けで発行を予定しております。その中で、第2回の任意合併協議会の内容を中心に記事にしておりますが、合併スケジュールについては、委員の皆様にも第2回の協議会でお渡ししております。このスケジュールを「はばたき」の中でも掲載しております。お配りした資料と現実的に変更した部分がございます。

内容につきましては、住民説明会の部分が9月ごろに長めのマスをとってございます。これは先ほど説明したように、現在、将来構想の研究会を行っていますが、今後、将来構想が皆さんのご承認を受けた中で、概要版を印刷し全戸配布して、住民説明会を行うというような流れで、ある程度、具体的に時期が見えてきました。その辺の変更部分ですので、事前にご理解いただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○司会（原川事務局長）

以上、その他につきましては、終了させていただきます。

それでは、閉会の言葉を本協議会の副会長であります、遠藤六郷町長にお願いします。

○遠藤六郷町長

長時間にわたり議論をしていただき、ありがとうございました。

ただ今の会議で、役員の選任がされ、また協議会の規約も承認されました。さらに、小委員会の規程などもご承認いただきまして、いよいよ合併協議会が正式に発足するわけでございます。これから、合併目標日が来年の秋ということでございますが、長い道のりとなります。

皆さんの一致団結したご協力をいただく中で、より良い合併ができるように、ご協力をお願いいたします。閉会のあいさつとします。

ご苦労様ございました。

○司会（原川事務局長）

これをもちまして、本日の日程をすべて終了しましたので、第1回協議会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

閉会 午後11時38分

第1回 三珠町・市川大門町・六郷町法定合併協議会 出席者

平成16年7月13日

【三珠町】

水上末雄
青木達雄
八木勝
有泉嗣男
石川章男
有泉勝廣
樋口富一
村松淑子

【市川大門町】

久保眞一
河西常元
石原一元
秋山詔樹
一瀬絲子
青沼茂樹
波多博
立川貴

【六郷町】

遠藤幸利
望月正文
依田洋澄
有野健司
樋川良水
村山敬幸
河西満治
渡邊アヤ子